

★  
**都市計画法施行細則等の一部を改正する規則（規則第九十五号）（建築指導室）**

一 改正の要旨

都市計画法の一部が改正され、国、都道府県等が行う開発行為に係る協議の制度が新設されたことなどに伴い、次のとおり関係規則の規定を整理した。

規則名	内容
都市計画法施行細則	開発行為に係る協議の申出書の様式を定めるなどの規定の整理
都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則	引用条項の整理
広島県地方機関の長に対する事務委任規則	開発行為に係る協議に関する知事の権限を地域事務所長へ委任するなどの規定の整理

二 施行期日

平成十九年十一月三十日